日 調 連 発 第 １ ６ 号
平成２９年４月１８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて
（参考送付）

この度、法定相続情報証明制度の創設を趣旨とする不動産登記規則の一部を改正する省令（平成 29 年法務省令第 20 号）が公布（平成 29 年 4 月 17 日）され、標記について、法務省民事局民事第二課から、別添１のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

なお、別添２のとおり、不動産登記規則の一部を改正する省令も併せて送付します。

別添１

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第２９２号
平成２９年４月１７日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（通達）

不動産登記規則の一部を改正する省令（平成２９年法務省令第２０号。以下「改正省令」という。）が，本年５月２９日から施行されることとなりましたが，その事務の取扱いについては，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，本通達中，「法」とあるのは不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）を，「令」とあるのは不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）を，「規則」とあるのは改正省令による改正後の不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）を，「準則」とあるのは不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達）をいいます。

記

第１　改正の趣旨

相続登記が未了のまま放置されることは，いわゆる所有者不明土地問題や空き家問題を生じさせる大きな要因の一つであるとされ，平成２８年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０１６」において相続登記の促進に取り組むとともに，同年６月に閣議決定された「日本再興戦略２０１６」及び「ニッポン一億総活躍プラン」において相続登記の促進のための制度を検討することとされた。これを受け，相続人の相続手続における手続的な負担軽減と新たな制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しの契機を創出することにより，今後生じる相続に係る相続登記について，これ

が未了のまま放置されることを抑止し，相続登記を促進するため，不動産登記規則を改正し，法定相続情報証明制度を創設したものである。

第２　改正省令の施行に伴う事務の取扱い

１　法定相続情報一覧図つづり込み帳及びその保存期間

(1) 登記所には，法定相続情報一覧図つづり込み帳を備えることとされた（規則第１８条第３５号）。また，法定相続情報一覧図つづり込み帳には，法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むこととされた（規則第２７条の６）。

法定相続情報一覧図を適正に保管するためには，法定相続情報一覧図つづり込み帳を備える必要がある。この法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込む書類としては，法定相続情報一覧図のほか，申出書，申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）及び代理人の権限を証する書面が該当する。

(2) 法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間は，作成の年の翌年から５年間とされた（規則第２８条の２第６号）。

そのため，保存期間を経過した場合には，他の帳簿と同様に廃棄をすることとなる。

２　不動産登記の申請等における添付情報の取扱い

登記名義人等の相続人が登記の申請をする場合において，法定相続情報一覧図の写し（以下「一覧図の写し」という。）を提供したときは，その一覧図の写しの提供をもって，相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができるとされた（規則第３７条の３）。

この取扱いにより，登記の申請やその他の不動産登記法令上の手続において，一覧図の写しの提供を相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとなるところ，具体的な申請・手続は主に次のものが該当する。

(1) 一般承継人による表示に関する登記の申請（法第３０条）

(2) 区分建物の表題登記の申請（法第４７条第２項）

(3) 一般承継人による権利に関する登記の申請（法第６２条）

(4) 相続による権利の移転の登記（法第６３条第２項）
(5) 権利の変更等の登記（債務者の相続）（法第６６条）
(6) 所有権の保存の登記（法第７４条第１項第１号）
(7) 筆界特定の申請（法第１３１条第１項）
(8) 地図等の訂正（規則第１６条第１項）
(9) 登記識別情報の失効の申出（規則第６５条第１項）
(10) 登記識別情報に関する証明（規則第６８条第１項）
(11) 土地所在図の訂正等（規則第８８条第１項）
(12) 不正登記防止申出（準則第３５条）
(13) 事前通知に係る相続人からの申出（準則第４６条）

なお，申請人から添付した一覧図の写しの原本還付の請求があった場合は，規則第５５条の規定により原本を還付することができる。この場合に，いわゆる相続関係説明図が提出されたときは，当該相続関係説明図を一覧図の写しの謄本として取り扱い，一覧図の写しについては還付することとして差し支えない。

おって，一覧図の写しは飽くまで相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を代替するものであり，遺産分割協議書や相続放棄申述受理証明書等までをも代替するものではない。

３　法定相続情報一覧図

(1) 登記名義人等について相続が開始した場合において，その相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは，その相続人（規則第２４７条第３項第２号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本通達において同じ。）又は当該相続人の地位を相続により承継した者は，法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付を申し出ることができるとされた（規則第２４７条第１項）。

その他の手続とは，その手続の過程において相続人を確認するために規則第２４７条第３項第２号及び同項第４号に掲げる書面（以下「戸除籍謄抄本」という。）の提出が求められるものをいい，例えば筆界特定の申請や地図等の訂正の申出のみならず，金融機関における預貯金の払戻し手続等も想定している。

また，当該相続人の地位を相続により承継した者とは，いわゆる数次相続が生じている場合の相続人が該当する。

(2) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は，被相続人の本籍地若しくは最後の住所地，申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してすることができるとされた（規則第２４７条第１項)。

これらの登記所は，申出人の利便性も考慮して申出先登記所の選択肢を示したものである。

登記官は，専ら申出書に記載された情報や添付書面に基づき，これらの登記所のいずれかに該当することを確認することで足りる。

なお，法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は，これらの登記所に出頭してするほか，送付の方法によってすることもできる。

(3) 法定相続情報一覧図には，被相続人に関しては，その氏名，生年月日，最後の住所及び死亡の年月日を，相続人に関しては，相続開始の時における同順位の相続人の氏名，生年月日及び被相続人との続柄を記載することとされた（規則第２４７条第１項第１号及び第２号)。

また，法定相続情報一覧図には，作成の年月日を記載し，申出人が記名するとともに，法定相続情報一覧図を作成した申出人又はその代理人が署名し，又は記名押印することとされた（規則第２４７条第３項第１号)。

法定相続情報一覧図の作成にあっては，次の事項を踏まえる必要がある。

ア　被相続人と相続人とを線で結ぶなどし，被相続人を起点として相続人との関係性が一見して明瞭な図による記載とする。ただし，被相続人及び相続人を単に列挙する記載としても差し支えない。

イ　被相続人の氏名には「被相続人」と併記する。

ウ　被相続人との続柄の表記については，例えば被相続人の配偶者であれば「配偶者」，子であれば「子」などとする。

エ　申出人が相続人として記載される場合，法定相続情報一覧図への申出人の記名は，当該相続人の氏名に「申出人」と併記することに代えて差し支えない。

オ　法定相続情報一覧図の作成をした申出人又は代理人の署名等には，

住所を併記する。なお，作成者が戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１０条の２第３項に掲げる者である場合は，住所については事務所所在地とし，併せてその資格の名称をも記載する。

カ　相続人の住所を記載する場合は，当該相続人の氏名に当該住所を併記する。

キ　推定相続人の廃除がある場合，その廃除された推定相続人の氏名，生年月日及び被相続人との続柄の記載は要しない。

ク　代襲相続がある場合，代襲した相続人の氏名に「代襲者」と併記する。この場合，被相続人と代襲者の間に被代襲者がいることを表すこととなるが，その表記は例えば「被代襲者（何年何月何日死亡）」とすることで足りる。

ケ　法定相続情報一覧図は，日本工業規格Ａ列４番の丈夫な用紙をもって作成し，記載に関しては明瞭に判読することができるものとする。

(4) なお，法定相続情報一覧図には，相続開始の時における同順位の相続人の氏名等が記載される。したがって，数次相続が生じている場合は，被相続人一人につき一つの申出書及び法定相続情報一覧図が提供及び添付されることとなる。

４　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出

(1) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は，規則第２４７条第２項各号に掲げる事項を記載した申出書を提供してしなければならないとされた（規則第２４７条第２項）。

この申出書は，別記第１号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。

(2) 申出書には，申出人の氏名，住所，連絡先及び被相続人との続柄を記載することとされた（規則第２４７条第２項第１号）。

(3) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出を代理人によってする場合は当該代理人の氏名又は名称，住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名を記載することとされた。また，申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法第１０条の２第３項に掲げる者に限るとされた（規則第２４７条第２項第２号）。

戸籍法第１０条の２第３項に掲げる者とは，具体的には，弁護士，司

法書士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士及び行政書士である（各士業法の規定を根拠に設立される法人を含む。）。

(4) 申出書には，利用目的及び交付を求める通数を記載することとされた（規則第２４７条第２項第３号，第４号）。

登記官は，申出書に記載された利用目的が相続手続に係るものであり，その提出先が推認できることを確認するものとする。また，その利用目的に鑑みて交付を求める通数が合理的な範囲内であることも確認するものとする。

(5) 申出書には，被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは，不動産所在事項又は不動産番号を記載することとされた（規則第２４７条第２項第５号）。

被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産が複数ある場合には，そのうちの任意の一つを記載することで足りるが，被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所に申出をする場合には，当該登記所の管轄区域内の不動産所在事項又は不動産番号を記載する必要がある。

(6) 申出書には，申出の年月日を記載することとされた（規則第２４７条第２項第６号）。

(7) 申出書には，送付の方法により一覧図の写しの交付及び規則第２４７条第６項の規定による書面の返却を求めるときは，その旨を記載することとされた（規則第２４７条第２項第７号）。

5　添付書面について

申出書には，申出人又はその代理人が記名押印するとともに，前記３に示す法定相続情報一覧図をはじめ，規則第２４７条第３項各号に掲げる書面を添付しなければならないとされた。

(1) 申出書には，被相続人（代襲相続がある場合には，被代襲者を含む。）の出生時から死亡時までの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書を添付することとされた。また，規則第２４７条第１項第２号の相続人の戸籍の謄本，抄本又は記載事項証明書を添付することとされた（規則第２４７条第３項第２号，第４号）。

除籍又は改製原戸籍の一部が滅失等していることにより，その謄本が

添付されない場合は，当該謄本に代えて，「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書を添付することで差し支えない。

これに対し，例えば被相続人が日本国籍を有しないなど戸除籍謄抄本の全部又は一部を添付することができない場合は，登記官は，法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができない。

(2) 申出書には，被相続人の最後の住所を証する書面を添付することとされた（規則第２４７条第３項第３号）。

被相続人の最後の住所を証する書面とは，被相続人に係る住民票の除票や戸籍の附票が当たる。

これらの書面が市町村において廃棄されているため発行されないときは，申出書への添付を要しない。この場合は，申出書及び法定相続情報一覧図には，被相続人の最後の住所の記載に代えて被相続人の最後の本籍を記載するものとする。

(3) 申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは，これを証する書面を添付することとされた（規則第２４７条第３項第５号）。

この書面には，当該申出人の戸籍の謄抄本又は記載事項証明書が該当するが，規則第２４７条第３項第２号及び第４号の書面により申出人が相続人の地位を相続により承継したことを確認することができるときは，添付を要しない。

(4) 申出書には，申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第２４７条第３項第６号）。

当該証明書には，例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人が原本と相違がない旨を記載したもの。なお，この場合には，申出人の署名又は記名押印を要する。）が該当するところ，登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。

(5) 代理人によって申出をするときは，代理人の権限を証する書面を添付することとされた（規則第２４７条第３項第７号）。

ア　法定代理人の場合，代理人の権限を証する書面は，法定代理人それぞれの類型に応じ，次に掲げるものが該当する。

(ｱ) 親権者又は未成年後見人

申出人たる未成年者に係る戸籍の謄抄本又は記載事項証明書

(ｲ) 成年後見人又は代理権付与の審判のある保佐人・補助人

申出人たる成年被後見人又は被保佐人・被補助人に係る後見登記等ファイルの登記事項証明書（被保佐人・被補助人については，代理権目録付きのもの）

(ｳ) 不在者財産管理人・相続財産管理人

申出人たる各管理人の選任に係る審判書

イ　委任による代理人の場合，代理人の権限を証する書面は，委任状に加え，委任による代理人それぞれの類型に応じ，次に掲げるものが該当する。

(ｱ) 親族

申出人との親族関係が分かる戸籍の謄抄本又は記載事項証明書

(ｲ) 戸籍法第１０条の２第３項に掲げられる者

資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等

なお,代理人が各士業法の規定を根拠に設立される法人の場合は,当該法人の登記事項証明書

ウ　代理人の権限を証する書面について，原本の添付に加えて，代理人が原本と相違がない旨を記載し，署名又は記名押印をした謄本が添付された場合は，登記官は，それらの内容が同一であることを確認した上，原本を返却するものとする。

6　法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは，申出書にその住所を証する書面を添付しなければならないとされた（規則第２４７条第４項)。

相続人の住所は，法定相続情報一覧図の任意的記載事項である。したがって，相続人の住所の記載がない場合は，相続人の住所を証する書面の添付は要しない。

7　一覧図の写しの交付等

登記官は，申出人から提供された申出書の添付書面によって法定相続情報の内容を確認し，その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは，一覧図の写しを交付することとされた（規則第２４７条第５項前段)。

また，一覧図の写しには，申出に係る登記所に保管された一覧図の写しである旨の認証文を付した上で，作成の年月日及び職氏名を記載し，職印を押印することとされた（規則第２４７条第５項後段）。

(1) 法定相続情報の内容の確認について

登記官は，法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出があったときは，速やかに，法定相続情報一覧図の内容を確認するものとする。

(2) 申出の内容に不備がある場合の取扱い

ア　添付された法定相続情報一覧図の記載に，その他の添付書面から確認した法定相続情報の内容と合致していないなどの誤りや遺漏がある場合，登記官は，申出人又は代理人にその内容を伝え，速やかに当該法定相続情報一覧図の誤り等を訂正させ，清書された正しい法定相続情報一覧図の添付を求めるものとする。提供された申出書に誤りがある場合についても，同様とする。

イ　添付書面が不足している場合，登記官は，申出人又は代理人に不足している添付書面を伝え，一定の補完期間を設けてその添付を求めるものとする。

ウ　上記ア又はイに係る不備の補完がされない場合は，次のとおり取り扱うものとする。

(ｱ) 申出人又は代理人に対し，申出書及び添付書面を返戻する旨を通知するとともに，窓口において返戻を受ける場合はそのための出頭又は送付によって返戻を受ける場合は必要な費用の納付を求める。

(ｲ) 上記(ｱ)の求めに応じない場合は，申出があった日から起算して３か月を経過したのち，当該申出書及び添付書面を廃棄して差し支えない。

(3) 法定相続情報一覧図の保存について

登記官は，申出人から提供された申出書の添付書面によって確認した法定相続情報の内容と，法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは，一覧図の写しの作成のため，次の方法により法定相続情報一覧図を保存するものとする。

ア　法定相続情報番号の採番

登記官は，登記所ごとの法定相続情報番号を採番し，申出書の所定

の欄に記入するものとする。

イ　法定相続情報一覧図の保存

(ｱ) 登記官は，添付された法定相続情報一覧図をスキャナを用いて読み取ることにより電磁的記録に記録して保存するものとする。

(ｲ) 上記アで採番した法定相続情報番号，申出年月日，被相続人の氏名，生年月日，最後の住所（最後の住所を証する書面を添付することができない場合は，最後の本籍）及び死亡の年月日を電磁的記録に記録するものとする。

(ｳ) 上記(ｲ)に際し，被相続人の氏名に誤字俗字が用いられている場合は，これを正字等（原則として通用字体）に引き直して電磁的記録に記録する。

(4) 一覧図の写しの作成

ア　用紙

一覧図の写しは,偽造防止措置が施された専用紙を用いて作成する。

イ　認証文及びその他の付記事項

(ｱ) 一覧図の写しに付記する認証文は，次のとおりとする。

「これは，平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。」

なお，上記(2)アにより正しい法定相続情報一覧図を補完させた場合は,その補完がされた日を申出があった日とみなすものとする。同様に，上記(2)イにより不足している添付書面を補完させた場合は，当該添付書面の発行がいつであるかにかかわらず，不足している添付書面が補完された日を申出があった日とみなすものとする。

(ｲ) 一覧図の写しに登記官が記載する職氏名は，次のとおりとする。

「何法務局（何地方法務局）何支局（何出張所）登記官　何某」

(ｳ) 一覧図の写しには，次の注意事項を付記するものとする。

「本書面は,提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては，本書面に記載されない。また，相続手続以外に利用することはできない。」

(5) 一覧図の写しの交付及び添付書面の返却

登記官は，一覧図の写しを交付するときは，規則第２４７条第３項第２号から第５号まで及び同条第４項に規定する添付書面を返却すること

とされた（規則第２４７条第６項）。この一覧図の写しの交付及び添付書面の返却は，次により取り扱うものとする。

ア　登記所窓口における交付等の取扱い

窓口において一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をするときは，その交付及び返却を受ける者に，申出書の申出人の表示欄又は代理人の表示欄に押印したものと同一の印を申出書の「受取」欄に押印させて，一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をすることができる者であることを確認するものとする。

なお，一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を受ける者が，印鑑を忘失等して押印することができない場合は，規則第２４７条第３項第６号又は同項第７号の規定により申出書に添付した書面と同一のものの提示を受けることで代替して差し支えない。この場合は，申出書の「受取」欄に一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を受ける者の署名を求めるものとする。

イ　送付による交付等の取扱い

一覧図の写しの交付及び添付書面の返却は，送付の方法によりすることができるとされた（規則第２４８条）。この方法によるときは，申出書に記載された当該申出人又は代理人の住所に宛てて送付するものとする。この場合には，申出書の所定の欄に一覧図の写し及び添付書面を送付した旨を記載するものとする。

ウ　一覧図の写し又は添付書面を申出人又は代理人が受け取らない場合は，申出があった日から起算して３か月を経過したのち，廃棄して差し支えない。

８　一覧図の写しの再交付

規則第２４７条各項の規定（同条第３項第１号から第５号まで及び第４項を除く）は，法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用することとされた（規則第２４７条第７項）。

(1) 再交付申出書

再交付申出書は，別記第２号様式又はこれに準ずる様式による申出書（以下「再交付申出書」という。）によってするものとする。

(2) 再交付申出書の添付書面

再交付申出書には，次に掲げる書面の添付を要する（規則第２４７条第７項において準用する同条第３項第６号及び第７号）。

ア　再交付申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載し，署名又は記名押印をした謄本を含む。）

なお，当初の申出において提供された申出書に記載されている申出人の氏名又は住所と再交付申出書に記載された再交付申出人の氏名又は住所とが異なる場合は，その変更経緯が明らかとなる書面の添付を要する。

イ　代理人によって申出をするときは，第２の５(5)に示す代理人の権限を証する書面

(3) 再交付の申出をすることができる者の確認

登記官は，一覧図の写しの再交付の申出があったときは，上記(2)の書面と当初の申出において提供された申出書に記載された申出人の表示とを確認し，その者が一覧図の写しの再交付の申出をすることができる者であることを確認するものとする。

９　法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合

法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間中に戸籍の記載に変更があり，当初の申出において確認した法定相続情報に変更が生じたため，その申出人が規則第２４７条各項の規定により再度法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をしたときは，登記官はこれに応じて差し支えない。この場合に，登記官は，それ以降当初の申出に係る一覧図の写しを交付してはならない。

なお，この場合の変更とは，例えば，被相続人の死亡後に子の認知があった場合，被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合，法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出後に廃除があった場合などが該当する。

別記第１号様式

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

（補完年月日 平成　　年　　月　　日）

申出年月日	平成　　年　　月　　日	法定相続情報番号	-　　-
被相続人の表示	氏　　名 最後の住所 生年月日　　年　　月　　日 死亡年月日　　年　　月　　日		
申出人の表示	住所 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 被相続人との続柄　（　　）		
代理人の表示	住所（事務所） 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 申出人との関係　□法定代理人　□委任による代理人		
利用目的	□不動産登記　□預貯金の払戻し □その他（　　）		
必要な写しの通数・交付方法	通　（□窓口で受取　□郵送　） ※郵送の場合，送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		
被相続人名義の不動産の有無	□有 □無	（有の場合，不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。）	
申出先登記所の種別	□被相続人の本籍地　□被相続人の最後の住所地 □申出人の住所地　□被相続人名義の不動産の所在地		

上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し，上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては，相続手続においてのみ使用し，その他の用途には使用しません。

申出の日から３か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は，廃棄して差し支えありません。

（地方）法務局　　支局・出張所　　宛

※受領確認書類(不動産登記規則第２４７条第６項の規定により返却する書類に限る。)

戸籍（個人）全部事項証明書（　　通），除籍事項証明書（　　通）　戸籍謄本（　　通）
除籍謄本（　　通），改製原戸籍謄本（　　通）　戸籍の附票の写し（　　通）
戸籍の附票の除票の写し（　　通）住民票の写し（　　通），住民票の除票の写し（　　通）

受領	確認１	確認２	スキャナ・入力	交付

受取

別記第２号様式

法定相続情報一覧図の再交付の申出書

再交付申出年月日	平成　　年　　月　　日	法定相続情報番号	-　　-
被相続人の表示	氏　　名 最後の住所 生 年 月 日　　年　　月　　日 死亡年月日　　年　　月　　日		
申 出 人 の 表 示	住所 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 被相続人との続柄　（　　）		
代 理 人 の 表 示	住所（事務所） 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 申出人との関係　□法定代理人　□委任による代理人		
利　用　目　的	□不動産登記　□預貯金の払戻し □その他（　　）		
必要な写しの通数・交付方法	通　（　□窓口で受取　□郵送　） ※郵送の場合，送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		

上記通数の法定相続情報一覧図の写しの再交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては，相続手続においてのみ使用し，その他の用途には使用しません。３か月以内に一覧図の写しを受け取らない場合は，廃棄して差し支えありません。

（地方）法務局　　支局・出張所　　宛

受領	確認	交付

受取

別添２

○法務省令第二十号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十七条の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十七日

法務大臣　金田　勝年

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の三」を「第二十七条の六」に、「　第六節　雑則（第二百四十二条―第二百四十六条）」を

「　第六章　法定相続情報（第二百四十七条・第二百四十八条）」

に改める。

第十八条に次の一号を加える。

三十五　法定相続情報一覧図つづり込み帳

第二章第三節中第二十七条の五の次に次の一条を加える。

（法定相続情報一覧図つづり込み帳）

第二十七条の六　法定相続情報一覧図つづり込み帳には、法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むものとする。

第二十八条の二に次の一号を加える。

六　法定相続情報一覧図つづり込み帳　作成の年の翌年から五年間

第三十七条の二の次に次の一条を加える。

第三十七条の三　表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章　法定相続情報

（法定相続情報一覧図）

第二百四十七条　表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人（第三項第二号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本条において同じ。）又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対し、法定相続情報（次の各号に掲げる情報をいう。以下同じ。）を記載した書面（以下「法定相続情報一覧図」という。）の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をすることができる。

一　被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日

二　相続開始の時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄

2　前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提供してしなければならない。

一　申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄

二　代理人（申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法（昭和二

十二年法律第二百二十四号）第十条の二第三項に掲げる者に限る。以下本条において同じ。）によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三　利用目的

四　交付を求める通数

五　被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号

六　申出の年月日

七　送付の方法により法定相続情報一覧図の写しの交付及び第六項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨

3　前項の申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するととも

に、その作成をした申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印したものに限る。）

二　被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書

三　被相続人の最後の住所を証する書面

四　第一項第二号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書

五　申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面

六　申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

七　代理人によって第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

4　前項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。

5　登記官は、第三項第二号から第四号までに掲げる書面によって法定相続情報の内容を確認し、かつ、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、

法定相続情報一覧図の写しを交付するものとする。この場合には、申出に係る登記所に保管された法定相続情報一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする。

6　登記官は、法定相続情報一覧図の写しを交付するときは、第三項第二号から第五号まで及び第四項に規定する書面を返却するものとする。

7　前各項の規定（第三項第一号から第五号まで及び第四項を除く。）は、第一項の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用する。

（法定相続情報一覧図の写しの送付の方法等）

第二百四十八条　法定相続情報一覧図の写しの交付及び前条第六項の規定による書面の返却は、申出人の申出により、送付の方法によりすることができる。

2　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

3　前項の指定は、告示してしなければならない。

附　則

この省令は、平成二十九年五月二十九日から施行する。

不動産登記規則の一部を改正する省令案　新旧対照条文

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章　（略） 第二章　登記記録等 第一節・第二節　（略） 第三節　登記に関する帳簿（第十七条―第二十七条の六） 第四節　（略） 第三章～第四章　（略） 第五章　筆界特定 第一節　総則（第二百六条） 第二節　筆界特定の手続 第一款　筆界特定の申請（第二百七条―第二百十三条） 第二款　筆界特定の申請の受付等（第二百十四条―第二百十七条） 第三款　意見又は資料の提出（第二百十八条―第二百二十一条） 第四款　意見聴取等の期日（第二百二十二条―第二百二十六条） 第五款　調書等の閲覧（第二百二十七条・第二百二十八条） 第三節　筆界特定（第二百二十九条―第二百三十二条） 第四節　筆界特定手続記録の保管（第二百三十三条―第二百三十七条）	目次 第一章　（同上） 第二章　（同上） 第一節・第二節　（同上） 第三節　登記に関する帳簿（第十七条―第二十七条の三） 第四節　（同上） 第三章～第四章　（同上） 第五章　（同上） 第一節　（同上） 第二節　（同上） 第一款　（同上） 第二款　（同上） 第三款　（同上） 第四款　（同上） 第五款　（同上） 第三節　（同上） 第四節　（同上） 第五節　（同上）

第五節　筆界特定書等の写しの交付等（第二百三十八条―第二百四十一条）	第六節　（同上）
第六節　雑則（第二百四十二条―第二百四十六条）	（新設）
第六章　法定相続情報（第二百四十七条・第二百四十八条）	附　則
附　則	
（帳簿）	（帳簿）
第十八条　登記所（第十四号及び第十五号の帳簿にあっては、法務局又は地方法務局に限る。）には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。	第十八条　登記所（第十四号及び第十五号の帳簿にあっては、法務局又は地方法務局に限る。）には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。
一～三十四　（略）	一～三十四　（同上）
三十五　法定相続情報一覧図つづり込み帳	（新設）
（法定相続情報一覧図つづり込み帳）	（新設）
第二十七条の六　法定相続情報一覧図つづり込み帳には、法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むものとする。	（新設）
第二十八条の二　次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。	第二十八条の二　次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。
一～五　（略）	一～五　（同上）
六　法定相続情報一覧図つづり込み帳　作成の年の翌年から五年間	（新設）
第三十七条の三　表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提	（新設）

供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

第六章　法定相続情報

（新設）

（法定相続情報一覧図）

第二百四十七条　表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人（第三項第二号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本条において同じ。）又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対し、法定相続情報（次の各号に掲げる情報をいう。以下同じ。）を記載した書面（以下「法定相続情報一覧図」という。）の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をすることができる。

一　被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日

二　相続開始の時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄

2　前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提供してしなければならない。

一　申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄

二　代理人（申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法第十条の二第三項に掲げる者に限る。以

（新設）

下本条において同じ。）によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三　利用目的

四　交付を求める通数

五　被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号

六　申出の年月日

七　送付の方法により法定相続情報一覧図の写しの交付及び第六項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨

3　前項の申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印したものに限る。）

二　被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書

三　被相続人の最後の住所を証する書面

四　第一項第二号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書

五　申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面

六　申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

七　代理人によって第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を

証する書面

4　前項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。

5　登記官は、第三項第二号から第四号までに掲げる書面によって法定相続情報の内容を確認し、かつ、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、法定相続情報一覧図の写しを交付するものとする。この場合には、申出に係る登記所に保管された法定相続情報一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする。

6　登記官は、法定相続情報一覧図の写しを交付するときは、第三項第二号から第五号まで及び第四項に規定する書面を返却するものとする。

7　前各項の規定（第三項第一号から第五号まで及び第四項を除く。）は、第一項の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用する。

（法定相続情報一覧図の写しの送付の方法等）

第二百四十八条　法定相続情報一覧図の写しの交付及び前条第六項の規定による書面の返却は、申出人の申出により、送付の方法によりすることができる。

2　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定

（新設）

するものを提出する方法により納付しなければならない。

3　前項の指定は、告示してしなければならない。